

令和3年12月 第4回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 招 集 告 示 | 11月 19日 (金) |
| (2) 開 会 | 11月 30日 (火) |

2 提出案件

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 報 告 | 1 件 |
| 〔 1 専 決 処 分 〕 | 1 件 |
| (2) 議 案 | 1 4 件 |
| 〔 1 条 例 〕 | 4 件 |
| 〔 2 補 正 予 算 〕 | 6 件 |
| 〔 3 指定管理者の指定 〕 | 3 件 |
| 〔 4 その他の単独議案 〕 | 1 件 |
| 計 | 1 5 件 |

提出案件一覧

報告

【専決処分 1件】

- 1 報告第46号 専決処分の承認について（和解について）

議案

【条例 4件】

- 1 議案第60号 土浦市手数料条例の一部改正について
- 2 議案第61号 土浦市国民健康保険条例の一部改正について
- 3 議案第62号 土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正について
- 4 議案第63号 土浦市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

【補正予算 6件】

- 1 議案第64号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）
- 2 議案第65号 令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第66号 令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 4 議案第67号 令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 5 議案第68号 令和3年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 6 議案第69号 令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）

【指定管理者の指定 3件】

- 1 議案第70号 土浦市亀城プラザの指定管理者の指定について
- 2 議案第71号 土浦市営斎場の指定管理者の指定について
- 3 議案第72号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定について

【その他の単独議案 1件】

- 1 議案第73号 公の施設の区域外設置に関する協議について

令和 3 年第 4 回市議会定例会 報告

【専決処分 1 件】

1 報告第 46 号 専決処分の承認について（和解について） 公用車に係る人身事故の和解

事故発生年月日	令和 2 年 12 月 7 日（月）午前 11 時 12 分頃
事故発生場所	土浦市木田余 3686 番地先
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	消防ポンプ車が市道 I 級 18 号線を走行中、右折待ちで停車していた相手方車両に追突し、相手方が負傷した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 2,457,405 円（相手方損害認定額 2,457,405 円×100%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和 3 年 11 月 11 日

令和3年第4回市議会定例会 議案

【条例 4件】

1 議案第60号 土浦市手数料条例の一部改正について

改正の趣旨	長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴う改正
改正の主な内容	<p>●長期優良住宅認定基準等の見直しに伴う改正</p> <p>①共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから、管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更</p> <p>②認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の新設に伴う申請手数料の追加</p> <p>③住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴う認定に必要な書類の名称変更等</p> <p>●建築確認等に関する情報提供事務の合理化に係る改正</p> <p>④市民サービス向上のため、建築基準法第42条の規定による道路（私道）の承諾図の写しの交付申請手数料を追加</p>
施行期日	①②③令和4年2月20日、④令和4年4月1日

2 議案第61号 土浦市国民健康保険条例の一部改正について

改正の趣旨	健康保険法施行令等の改正に伴う改正												
改正の主な内容	<p>●産科医療補償制度の見直しに伴う出産育児一時金の支給内容の改正</p> <p>・出産一時金に含まれる産科医療補償制度による掛金が1万6千円から、1万2千円に引下げられるが、少子化対策としての重要性を踏まえ、一時金総額は42万円を維持する</p> <p>改正前</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>40万4千円（条例）</td> </tr> <tr> <td>産科医療補償制度による掛け金分の加算</td> <td>1万6千円（規則）</td> </tr> <tr> <td>一時金総額</td> <td>42万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"></p> <p>改正後</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>40万8千円（条例）</td> </tr> <tr> <td>産科医療補償制度による掛け金分の加算</td> <td>1万2千円（規則）</td> </tr> <tr> <td>一時金総額</td> <td>42万円</td> </tr> </table> <p>※産科医療補償制度（日本医療機能評価機構） 通常の妊娠・分娩にもかかわらず、重度脳性麻痺となった新生児の保護者に対し補償金を支払うことで経済的負担を緩和する制度</p>	出産育児一時金	40万4千円（条例）	産科医療補償制度による掛け金分の加算	1万6千円（規則）	一時金総額	42万円	出産育児一時金	40万8千円（条例）	産科医療補償制度による掛け金分の加算	1万2千円（規則）	一時金総額	42万円
出産育児一時金	40万4千円（条例）												
産科医療補償制度による掛け金分の加算	1万6千円（規則）												
一時金総額	42万円												
出産育児一時金	40万8千円（条例）												
産科医療補償制度による掛け金分の加算	1万2千円（規則）												
一時金総額	42万円												
施行期日	令和4年1月1日												

3 議案第62号 土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	都市計画法の改正に伴う改正等
改正の主な内容	<p>●市街化調整区域内の開発許可の厳格化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化 ・区域指定制度の対象となる区域の範囲の見直し <p>●制度を取り巻く社会情勢の変化に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域指定制度の対象となる許可対象建築物用途の見直し ・世帯分離基準における分離元住宅の範囲の見直し
施行期日	令和4年4月1日

4 議案第63号 土浦市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	消防団員の処遇を改善することで消防団員を確保し、地域の消防防災体制の充実強化を図るための改正																																																																																								
改正の主な内容	<p>●消防団員の処遇の改善を図るための改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害, 警戒, 訓練等の職務に対して支給していた費用弁償を, 出動報酬に改正 ・年額報酬及び出動報酬の金額の改正 ・長期間消防団活動ができない団員が, 3年を超えない範囲で, 退団せずに消防団活動を休止できる規定の追加 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">年額報酬</th> <th colspan="4" style="text-align: left;">出動報酬</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: right;">単位: 円/年</th> <th colspan="4" style="text-align: right;">単位: 円/日・回</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増額</th> <th>職務の区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>80,000</td> <td>82,500</td> <td>2,500</td> <td>災害</td> <td>上限 3,000</td> <td>上限 8,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>65,000</td> <td>69,000</td> <td>4,000</td> <td>警戒</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>55,000</td> <td>55,000</td> <td>0</td> <td>訓練</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>48,000</td> <td>50,500</td> <td>2,500</td> <td>その他(削除)</td> <td>1,500</td> <td>0</td> <td>▲1,500</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>40,000</td> <td>45,500</td> <td>5,500</td> <td>機械器具の点検</td> <td>0</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>33,000</td> <td>37,000</td> <td>4,000</td> <td>上記以外</td> <td>0</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>32,000</td> <td>37,000</td> <td>5,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>30,000</td> <td>36,500</td> <td>6,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年額報酬				出動報酬				単位: 円/年				単位: 円/日・回				区分	改正前	改正後	増額	職務の区分	改正前	改正後	増額	団長	80,000	82,500	2,500	災害	上限 3,000	上限 8,000	5,000	副団長	65,000	69,000	4,000	警戒	1,500	1,500	0	本部員	55,000	55,000	0	訓練	1,500	1,500	0	分団長	48,000	50,500	2,500	その他(削除)	1,500	0	▲1,500	副分団長	40,000	45,500	5,500	機械器具の点検	0	1,000	1,000	部長	33,000	37,000	4,000	上記以外	0	1,000	1,000	班長	32,000	37,000	5,000					団員	30,000	36,500	6,500				
年額報酬				出動報酬																																																																																					
単位: 円/年				単位: 円/日・回																																																																																					
区分	改正前	改正後	増額	職務の区分	改正前	改正後	増額																																																																																		
団長	80,000	82,500	2,500	災害	上限 3,000	上限 8,000	5,000																																																																																		
副団長	65,000	69,000	4,000	警戒	1,500	1,500	0																																																																																		
本部員	55,000	55,000	0	訓練	1,500	1,500	0																																																																																		
分団長	48,000	50,500	2,500	その他(削除)	1,500	0	▲1,500																																																																																		
副分団長	40,000	45,500	5,500	機械器具の点検	0	1,000	1,000																																																																																		
部長	33,000	37,000	4,000	上記以外	0	1,000	1,000																																																																																		
班長	32,000	37,000	5,000																																																																																						
団員	30,000	36,500	6,500																																																																																						
施行期日	令和4年4月1日																																																																																								

【補正予算 6件】

- 1 議案第64号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）
- 2 議案第65号 令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第66号 令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 4 議案第67号 令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 5 議案第68号 令和3年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 6 議案第69号 令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）

☆予算総括表

(単位:千円)

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	52,491,799	423,343	52,915,142
特別会計計	41,143,956	△ 17,928	41,126,028
国民健康保険	14,297,023	△ 4,076	14,292,947
後期高齢者医療	2,073,562	△ 26	2,073,536
介護保険	12,183,081	△ 7,957	12,175,124
下水道事業	7,335,185	2,571	7,337,756
水道事業	4,630,781	△ 8,440	4,622,341
合計(全会計)	93,635,755	405,415	94,041,170

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区分		補正前	補正額	補正後
歳入	使用料及び手数料	1,382,733	△ 41,091	1,341,642
	国庫支出金	9,362,251	25,702	9,387,953
	財産収入	58,953	17,266	76,219
	寄付金	500,502	517,354	1,017,856
	繰入金	705,898	△ 113,488	592,410
	市債	3,707,840	17,600	3,725,440
	合計	52,491,799	423,343	52,915,142
歳出	議会費	332,340	941	333,281
	総務費	5,406,547	294,758	5,701,305
	民生費	21,481,309	6,091	21,487,400
	衛生費	4,175,536	78,629	4,254,165
	農林水産業費	597,843	△ 242	597,601
	商工費	1,664,678	22,598	1,687,276
	土木費	5,940,205	38,811	5,979,016
	消防費	1,912,112	29,254	1,941,366
	教育費	4,847,108	△ 47,497	4,799,611
合計	52,491,799	423,343	52,915,142	

令和3年度第10回補正予算(令和3年第4回定例会) 概要

一般会計

(単位:千円)

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	▲ 2,210				▲ 2,210	亀城プラザ管理運営事業(政策企画課) ▲ 2,210 ・新型コロナウイルス感染症の影響により施設利用料が減となった一方で、配置職員による人件費の減に伴う、指定管理者指定管理料の減 指定管理料 ▲2,210千円
		9 企画費	328,979				328,979	ふるさと土浦応援寄付事業(政策企画課) 328,979 ・ふるさと土浦応援寄付金受入額が当初見込みより増となることに伴う、ふるさと納税を取扱う事業者に支払う委託料等の増 手数料 407千円 委託料 328,572千円
		12 地区コミュニティ活動推進事業費	▲ 1,500			▲ 1,500	0	市民活動支援事業(協働のまちづくりファンド事業)(市民活動課) ▲ 1,500 ・市民提案型事業(ソフト事業)新規事業未実施による補助金の減 協働のまちづくりファンド事業補助金 ▲1,500千円 【歳入】 協働のまちづくり基金繰入金 ▲1,500千円
			▲ 1,666			▲ 1,666	0	提案型共助社会づくり支援事業(市民活動課) ▲ 1,666 ・提案型共助社会づくり支援事業対象事業の未実施による補助金の減 提案型共助社会づくり支援事業助成金 ▲1,666千円 【歳入】 協働のまちづくり基金繰入金 ▲1,666千円
		13 国際交流費	▲ 3,945				▲ 3,945	国際交流推進事業(市民活動課) ▲ 3,945 ・中学生交換交流事業におけるパオアルト派遣を中止したことによる補助金等の減 中学生海外派遣引率者同行代負担金 ▲520千円 土浦市中学生交換交流事業補助金 ▲3,425千円
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	10,000			10,000	0	こども未来基金(こども政策課) 10,000 ・子どもたちの健全育成に資する事業に対する寄付金の受入れに伴う、こども未来基金に積み立てるための積立金の増 積立金 10,000千円
		2 児童福祉対策費	177				177	要支援児童等見守り強化事業(こども包括支援課) 177 ・令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金に係る国庫補助金の超過交付分を返還するための返還金の増 返還金 177千円
		3 児童手当費	1,450	1,450			0	児童手当支給事業(こども政策課) 1,450 ・法律等の改正に伴う、受給者に対する周知のための通信運搬費等の増 通信運搬費 765千円 委託料 685千円 【歳入】 子ども・子育て支援事業費補助金(児童手当制度改正実施円滑化事業)(国庫支出金) 1,450千円
4 衛生費	1 保健衛生費	5 健康増進事業費	451	272			179	健康増進事業(健康増進課) 451 ・健(検)診等の情報について、マイナポータルでの閲覧や市町村間の情報連携ができるようにするためのシステム改修委託料の増 委託料 451千円 【歳入】 健康増進事業費補助金(国庫支出金) 272千円
		6 母子保健事業費	364				364	未熟児養育医療給付事業(こども包括支援課) 364 ・令和2年度未熟児養育医療給付事業に係る国庫負担金の超過交付分を返還するための返還金の増 返還金 364千円
	3 清掃費	2 ごみ処理費	13,445			17,266	▲ 3,821	ごみ処理対策事業(環境衛生課) 13,445 ・町内で分別収集された資源になるもの(ビン・缶等)の売払収入が増となったことによる、町内への報償費の増 報償費 13,445千円 【歳入】 分別収集物品売払収入 17,266千円
6 商工費	1 商工費	2 商工業振興費	1,598				1,598	商工業振興育成事業(商工観光課) 1,598 ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、勤労者総合福祉センターを一時的に閉館し、施設利用や講座受講を制限したことにより、利用料収入が減少したことに伴う、指定管理者指定管理料の増 指定管理料 1,598千円
		5 観光費	11,862				11,862	観光事業(商工観光課) 11,862 ・産業文化事業団本部の職員3名増による人件費増額に伴う運営補助金の増 産業文化事業団本部運営補助金 11,862千円

7 土木費	4 都市計画費	1 都市計画総務費	43,177			43,177	下水道事業会計繰出金(財政課) ・下水道事業会計における、財源不足を補うための繰出金の増 下水道事業会計繰出金 43,177千円	43,177			
			0			5,000	▲ 5,000	スマートインターチェンジ設置可能性検討事業 (都市計画課) 【既存予算の財源更正】 ・スマートインターチェンジ整備に向けた取組み推進のための寄付金の受入れに伴う財源更正 【歳入】 土木費寄付金 5,000千円	0		
		8 木田余神立線街路事業費	43,600	23,980	17,600		2,020	木田余神立線街路事業(Ⅱ期)(道路建設課) ・事業計画の変更に伴う事業費の増 補償金 43,600千円 【歳入】 木田余神立線街路事業費債 17,600千円 木田余神立線街路事業費社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)(国庫支出金) 23,980千円	43,600		
		10 霞ヶ浦総合公園整備事業費	▲ 5,891				▲ 5,891	▲ 5,891	霞ヶ浦総合公園整備事業(都市整備課) ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、テニスコートを閉鎖したことによる人件費等の減に伴う、指定管理者指定管理料の減 指定管理料 ▲5,891千円	▲ 5,891	
9 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	▲ 6,403			▲ 6,403	▲ 6,403	教育一般管理費(教育総務課) ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、休校や校外活動の中止に伴う教育委員会バス運行日数の減による委託料等の減 燃料費 ▲882千円 バス運行委託料 ▲5,521千円	▲ 6,403		
		3 中学校費	2 教育振興費	3,389			3,389	3,389	教育振興費関係新型コロナウイルス感染症対策事業(指導課) ・修学旅行中止に伴う取消料の保護者に対する、経済的負担の軽減を図るための補償金の増 補償金(修学旅行取消料) 3,389千円	3,389	
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	▲ 450			▲ 450	▲ 450	▲ 450	社会教育振興事業(生涯学習課) ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、ミュージックフェス土浦を中止したことによる補助金の減 補助金 ▲450千円	▲ 450	
		4 芸術文化振興費	▲ 3,500			▲ 3,500	▲ 3,500	▲ 3,500	土浦新能開催事業(文化振興課) ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、第23回土浦新能を中止したことによる補助金の減 補助金 ▲3,500千円	▲ 3,500	
	6 保健体育費	2 社会体育振興費	▲ 6,435			▲ 6,435	▲ 6,435	▲ 6,435	スポーツ及び運動競技推進事業(スポーツ振興課) ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市民体育祭を中止したことによる開催委託料の減 委託料 ▲6,435千円	▲ 6,435	
		3 体育施設費		▲ 11,301			▲ 11,301	▲ 11,301	▲ 11,301	体育施設維持管理(スポーツ振興課) ・新型コロナウイルス感染症の影響による、営業期間短縮等に伴う水郷プール管理委託料の減 委託料(水郷プール) ▲11,301千円	▲ 11,301
				2,400			2,354	46	2,400	46	市民運動広場整備事業(スポーツ振興課) ・市民運動広場にベンチを整備するため、消耗品費の増 消耗品費 2,400千円 【歳入】 ふるさと土浦応援寄付金(企業版) 2,354千円
	人件費補正			49,417			49,417			49,417	
人件費繰出金			▲ 43,665			▲ 43,665			▲ 43,665		
歳入											
			0			▲ 41,091	41,091		0	水郷プール使用料(スポーツ振興課) ・新型コロナウイルス感染症の影響による、営業期間短縮等に伴う、使用料収入の減	
合計			423,343	25,702	17,600	▲ 9,637	389,678		389,678	一般財源 ●財政調整基金繰入金 ▲110,322千円 ふるさと土浦応援寄付金 500,000千円	

特別会計

(単位:千円)

会計名	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
下水道事業	43,893				43,893	流域下水道維持管理事業(下水道課) ▲ 43,893 ・台風や集中豪雨発生の影響により終末処理施設への流入汚水量が増加していることによる、処理費用の負担金の増 負担金 43,893千円
	▲ 211				▲ 211	水洗化普及事業(下水道課) ▲ 211 ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、中止となった下水道促進コンクール開催経費の減 消耗品費 ▲30千円 印刷製本費 ▲10千円 手数料 ▲12千円 賃借料 ▲11千円 報償費 ▲148千円
	▲ 9,505		▲ 9,000		▲ 505	公共下水道(汚水)整備事業(下水道課) ▲ 9,505 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、機器の確保に不測の日数を要し、工期内での完成が困難となったため、継続費補正により期間の延長及び年割額を変更することに伴う、工事請負費等の減 委託料 ▲1,320千円 工事請負費 ▲8,185千円 【歳入】 公共下水道事業費債 ▲9,000千円
小計	34,177	0	▲ 9,000	0	43,177	
歳出合計	34,177	0	▲ 9,000	0	43,177	一般財源の内訳 43,177 ●一般会計繰入金(下水道) 43,177千円

人件費補正	▲ 52,105				▲ 52,105	
(うち水道会計)	(▲8,440)				(▲8,440)	

歳出合計	▲ 17,928	0	▲ 9,000	0	▲ 8,928	一般財源の内訳 ▲ 8,928 ●一般会計繰入金 ▲8,928千円 ●過年度損益勘定留保資金 外(水道会計) ▲8,440千円
------	----------	---	---------	---	---------	--

【指定管理者の指定 3件】

【参考】 地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 1 議案第 7 0 号 土浦市亀城プラザの指定管理者の指定について
- 2 議案第 7 1 号 土浦市営斎場の指定管理者の指定について
- 3 議案第 7 2 号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定について

施設の名称	指定する団体等の名称	指定期間	債務負担行為限度額(千円)
土浦市亀城プラザ	一般財団法人 土浦市産業文化事業団	R4. 4. 1～ R9. 3. 31	254, 703
土浦市営斎場	高橋興業・タカラビルメン・ 五輪共同グループ	R4. 4. 1～ R9. 3. 31	185, 900
土浦市立土浦市民会館	一般財団法人 土浦市産業文化事業団	R4. 4. 1～ R9. 3. 31	421, 604

【その他の単独議案 1件】

1 議案第73号 公の施設の区域外設置に関する協議について

【参考】 地方自治法

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

《協議内容》

1	公の施設の名称	土浦市道 I 級 42 号線
2	設置の場所	かすみがうら市宍倉 6161 番 1 から かすみがうら市宍倉 6161 番 69 まで (385m)

位置図

